

## 議長

農業委員現在数13名、出席12名、欠席1名、よって会議は成立いたしました。  
これより令和7年度第9回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第4番八木委員さん、第5番久保田委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

## 事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきまして報告を致します。

11月27日 令和7年度全国農業委員会会長代表者集会在、文京シビックホールで行われ、加藤会長にご出席をいただきました。11月28日 農業振興対策委員会が市役所で行われ、加藤会長、久保田農政部会長にご出席をいただきました。12月12日 農地流動化・利用集積計画現地研究会が青梅市、瑞穂町で行われ、加藤会長、委員7名にご参加をいただきました。12月26日 本日総会前に第4回農政部会を市役所会議室で行いまして、加藤会長、石川職務代理、土地部会の委員の皆さまにご出席をいただきました。諸報告につきましては以上になります。

## 議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」8件を上程いたします。

## 議長

それでは、整理番号1番について、担当委員の私から説明いたします。

## 委員

議席番号1番 加藤です。

整理番号1番について説明します。

## 委員

12月15日 本人立会いの下事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

ここは家の周りがある畑で、地番はキャベツ、ブルーベリー、春用にトラクターがかけてありました。

地番にはブルーベリー、シークワサーが柚子のように大きくなっていました。

地番はこれから植えるようなところでトラクターがかけてありました。

地番はシークワサー、大根、ネギ等が植わっていました。

地番は田んぼになります。ここは畑にしようという話がありまして、土をいろんな所からもらって畑地にしていました。ミカンがたくさん植わっていたのですが、トラクターのかけ方が近すぎて根をダメにしてしまったようです。またここにミカンを植えると言っていました。

地番は半分くらいミカンが植わっていて、他は草が枯れていた状態です。出来ればここもミカンを植えて果樹園にしてくださいと話を伝えてあります。

地番はミカンが30本くらい植わっておりまして、出荷を終えたようです。

地番はここもミカンが30本くらい植わっていました。

地番は面積が狭いのですが、ミカンが35本植わっていました。

地番はここもミカンが35本植わっていました。

前回の時から3年が経ちましたが、俺は青梅でミカンを作るんだというところで、一生懸命やっております。ミカンの種類は、3種類を植えているそうです。しっかり

管理されておりました。よろしくご審議お願いします。

## 議長

次に整理番号2番について、森田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号3番 森田です

整理番号2番について説明します。

12月17日 本人立会いの下事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目田、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目田、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目田、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番と地番は、一団の畑になっていまして、お茶がきれいに栽培されていまして。

地番と地番と地番は、一団の畑で地目は田になっていまして、畑地化していまして、田んぼにはイチジクがいいと聞いたそうで、イチジクが16本植わっていましたが、よく見たら8本くらいは枯れていました。南側にはお茶の木が植えてありました。

地番と地番は、一団の畑になっています。自宅の道を挟んだ反対側になるのですが、そこにはお茶の木が管理されておりました。

## 委員

地番から地番は、一団の大きな畑になります。地目が田という場所がありますけれど、畑地化されております。田んぼだったところにはイチジクが植えてありまして、それ以外はお茶の木が植えてあり、一部には八つ頭が植えてありました。

地番と地番は自宅前の畑になります。お茶の木とタマネギ、白菜、ネギ、夏野菜の残りが残りました。全体的によく管理されておりました。よろしくご審議お願いします。

## 議長

次に整理番号3番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号5番 久保田です。

整理番号3番について説明します。

12月18日 本人立会いの下事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は自宅の南側になります。ここには野菜と果樹がありまして、ヤーコンが4割を占めています。その他にネギ、大根、ノラボウ、タマネギ、ソラマメ、八つ頭です。果樹は、柿、イチジク、あんず、ブルーベリー等が栽培されておりました。畑は非常に良いコンディションでして、十分に管理されておりました。よろしくご審議お願いします。

## 議長

次に整理番号4番について、吉野委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号6番 吉野です。

整理番号4番について説明します。

1 2月17日 申請者立会いなしで、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は形が三角形で南に傾斜していきまして、梅の木が10本植栽されており、よく管理されていました。

地番は水平で、栗の木23本と、柚子3本が植栽されていきまして、よく管理されておりました。よろしくご審議お願いします。

## 議長

次に整理番号5番について、石川委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号11番 石川です

整理番号5番について説明します。

1 2月19日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番と地番は自宅の隣にある畑で、わさび菜、キャベツ、トレリスというレタスの一種だそうですが作ってありました。ビニールハウスが2棟あり、ケールが作られておりました。

地番と地番は一団の畑で、ネギが作られておりました。栽培時期をずらして年明け1月から出荷用と、4月5月出荷予定のネギが作られておりました。

地番にはブロッコリー、キャベツが作ってありました。

## 委員

地番と地番は、白菜、ブロッコリー、大根が作られていて、空いている場所は大麦の種が蒔いてあるそうです。昨年から大麦を作っていて、今年7月に収穫した大麦はウイスキーにするそうで、今、長崎県で仕込みをしているそうです。収穫量がまだ少ないので、販売はしないそうなのですが、実験的に行っているそうです。7筆とも良好に管理されておりました。よろしくご審議お願いします。

## 議長

次に整理番号6番について、鈴木委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号13番 鈴木です

整理番号6番について説明します

12月18日 申請人立会いなしで、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番と地番は一団の畑になっていまして、ここはシイタケを栽培されていまして。ご本人が立会いいただけなかったもので、本数等は聞けなかったのですが、太いシイタケの原木がありまして、400本くらいはあるのではないかと思います。きちんと管理されておりました。

地番は自宅前の畑になります。ここにはミカンなど柑橘系が植わっていて、ミカン4本、梅8本、その他柿などがありました。いつもきれいに管理されております。よろしくご審議お願いします。

## 議長

次に整理番号7番、8番について、松永委員さんの説明をお願いします。

## 委員

推進委員 松永です

整理番号7番について説明します

12月16日 申請人立会いなしで、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは自宅南側に位置していきまして、夏野菜のナス、ピーマンが残っており、ネギ、サトイモが植えてありました。花はキンギョソウが植えてあり、果樹の柚子、柿が植えてありました。畑はきれいに耕耘されており、よく管理されておりました。よろしくご審議お願いします。

整理番号8番について説明します

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番にはビニールハウスが2棟立っており、夏にトマトを栽培していたそうです。果樹のミカン、ハッサク、ブルーベリー、イチジクを植えていました。植木は、キタヤマハウスイ、アカマツシダレマツ、シダレザクラ等、多くの植木が植えてありました。野菜は、サトイモ、スナップエンドウ、ブロッコリー、ナス、ピーマン、オクラ、ハウレン草、ジャガイモ、カブ、キャベツ、白菜など多くの野菜が作られておりました。奥さまと息子さんが一緒に働いているそうです。よろしくご審議お願いします。

## 議長

説明は以上です。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

## 議長

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」8件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を御説明申し上げます。3ページを御覧ください。

《整理番号1番》

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の                      さんが令和7年9月3日に亡くなられたため、相続人  
である                      さん、                      さん、                      さん、                      さん、  
さん、                      さん が生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10  
条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでご

ございます。

現地調査でございますが、12月19日に石川委員と行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

それでは整理番号1番について、石川委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号11番 石川です

整理番号1番について補足説明します。

地番の畑は自宅の前と裏にある畑で、裏の畑にはブルーベリー、仕立物の植木で、チャボヒバ、マキが作られていました。今は野菜は作っていませんが、耕耘されておりきれいに管理されておりました。

地番の畑は植木畑になっていて、大小20種類ほどの植木が作られていました。少し枯れた草が目立ちましたが、根回しをしてある植木もあり、4筆とも畑を行って管理もされていることが確認できました。よろしくご審議お願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

## 議長

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。





## 事務局

なお、現地調査でございますが、12月19日に天野委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございますよろしくご審議お願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

次に整理番号1番について、新井委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号8番 新井です。

整理番号1番について補足説明します。

露地野菜がやりたいということですが、耕運機など持っていないので農協に行けば借りることが出来るよという話をしましたので、きれいになるのかなと思います。ここには小屋があるのですが、これは仕方がないという言い方になってしまうのですが、東京都にいましたら、農機具を入れる倉庫として使えばいいのではないのかということをお願いしていますので、いいかと思います。

## 議長

次に整理番号2番について、天野委員さんが遅れるということですので事務局から補足説明はなにかございますか。

## 事務局

12月18日に天野委員さんと事務局2名で調査を行いました。当日はさんとお孫さん30歳くらいの方でしたが2名に立ち会っていただきました。現地は南側が高くなっている斜面です。作付け状況ですが、柚子、栗の木が北側に各1本あり、その他は草が生えていました。今後の作付け計画としては、来年の3月ころから下草刈りを行い、柚子など果樹を植樹する予定だそうです。それまでは肥培管理等徹底しながらこの状態を保持するという事です。よろしくご審議お願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。  
本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

## 議長

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について(移転)」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について(設定)」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について(設定)」1件をご説明いたします。こちらについては地図22ページ目をご覧ください。

それでは、整理番号1番を御説明いたします。

整理番号1番 議案参照 読み上げ

## 事務局

こちらにつきましては無償の使用貸借となっております。

期間は令和8年1月1日から令和18年の12月31日までの10年間の権利の設定となっております。

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

第2項第5号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第6号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。

本案件についても、露地野菜栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、12月19日に宿谷委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

次に整理番号1番について、宿谷委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

推進委員 宿谷です。

整理番号1番について補足説明します。

12月19日に本人と事務局2名と現地立ち合いをしました。

地番は、にんにく、小麦、マコモダケを作っていました。

地番は、白菜、ホウレン草、大根、スナップエンドウ等を作っていました。

全体的にきちんと管理されておりました。陽当たりの悪いところもありましたので、

上手く作物が育つといいなと思いました。よろしくご審議をお願いします。

**議長**

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

**議長**

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

**議長**

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について(設定)」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

**議長**

次に議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

それでは議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」2件を御説明いたします。それでは議案の5ページを御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による農用地等貸付希望申出書の提出および、借受希望者より農用地等借受応募書の提出がありました。そのため、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積等促進計画の事前協議がございました。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、この促進計画については農業委員会の意見を得ることが求められているため、青梅市長より青梅



よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、12月19日に石川委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

整理番号2番 議案参照 読み上げ

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第5号別紙4を御覧ください。

こちらは新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借です。

契約期間は2026年2月1日から2036年1月31日までの10年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第5号 別紙3、4》の調書を御覧ください。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

第1号 さんは認定就農者であり、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイ、ロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でござい

## 事務局

ますが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、12月16日に新井委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について石川委員さんの補足説明はございますか。

## 委員

議席番号11番 石川です。

整理番号1番について補足説明します。

ここは田んぼなのでお米を作るそうです。契約期間が1年間と短いのですが、さんはお米を作るのが初めてで、近くで新規就農者のさんがお米を作っているののでさんから指導を受けてお米を作っていくと話していました。まずは経験してみても続けられそうであれば、更新をしていきたいと話していました。本人一人でやっているのですが、畑の管理もしっかりしている方なので、大丈夫だと思われそうです。よろしくご審議お願いします。

## 議長

次に整理番号2番について新井委員さんの補足説明はございますか。

## 委員

議席番号8番 新井です。

整理番号2番について補足説明します。

この方は前に横須賀でやっていました。5筆につきましては、ニンニク、キャベツ、

玉ねぎが植えられていて、きれいに耕作されているのを確認しました。よろしくご審議をお願いします。

#### 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。  
本件につきまして御質疑ございますか。

#### 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

#### 議長

挙手11名により、可決されました。  
よって、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### 議長

次に議案第6号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定についての決定について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

#### 事務局

それでは議案第6号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定についての決定について」御説明いたします。議案の6ページを御覧ください。

本議案につきましては、青梅市が、貸人および借人から、生産緑地の貸借に係る「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」にもとづく事業計画認定の申出を受け、各案件について、青梅市長より青梅市農業委員会へ計画審査が依頼されたものでござい

## 事務局

ます。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

整理番号1番

《議案参照。読み上げ》

事業計画の認定を受けるためには、“都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項”の要件を満たす必要があります。この判断については《議案第6号 別紙1》の調書および1枚おめくりいただいて、《議案第6号 別紙2》の申請書を御覧ください。

まず、申請者が当該生産緑地に常時従事する農業者のため、別紙1の第1号から第3号までの要件を満たす必要があります。本人との面談および別紙2の申請書に基づいて判断しております。

第1号。事業の内容が都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして、農林水産省令で定める基準に適合していることが求められますが、生産した農産物の5割以上を青梅市近郊で販売する予定のため、都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準「1」のイを満たすと考えられます。また、適切に除草することを確認しましたので、基準「2」を満たすと考えられます。

次に第2号。耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと認められることという要件ですが、申請地で露地野菜を栽培する計画のため、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

最後に第3号。農地の全部効率利用がされることという要件ですが、申請人の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれると考えております。

以上のとおり都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たすため、事業計画の認定要件を満たしていると考えております。

また、農地所有者は主たる従事者の業務として、借受人の従事日数の1割に当たる年間35日間当該生産緑地の見回りを行っていくことになっております。

《議案第6号 別紙3》は、当人同士でとりかわす賃借契約書の案となります。内容については貸付人および借受人ともに承諾済みです。

現地調査でございますが、12月16日松永委員と行いまして、調査結果は認定するに相当であるとの判断となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

#### 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について松永委員さんの補足説明はございますか。

#### 委員

推進委員 松永です。

整理番号1番について補足説明します。

トラクターできれいに耕運されている状態です。今後も問題なく管理されていくと思います。よろしくご審議お願いします。

#### 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

#### 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

#### 議長

挙手11名により、可決されました。

#### 議長

よって議案第6号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定についての決定について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、2件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、4件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出 について」は、12件で3ページから6ページに記載されたとおりです。

次に「その他事務処理について」は耕作証明が1件で7ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

## 議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後3時35分から開会いたします。